

ルールを守る

犬を飼うためには、その飼う所在地のエリアや地域の自治体によって定められたルールを守らなければなりません。ここでは、パース市 (City of Perth) を例に挙げ、犬を飼う際に守らなければならないルールや規定、法律について紹介します。

※各項目では、【全豪】または【州（ここでは西豪州）】、そして【市（ここではパース市）】単位で定められていることもあります。
パース市の場合、詳しい情報は City of Perth のウェブサイトの「Animals and Pets」を参照してください。

※エリアや地域によってルールが異なります。必ず、飼う犬の所在地（飼育する場所）から公布されるルールを確認しましょう。

情報提供・参照元：City of Perth

【州&市】

犬の登録 犬を飼う際は、飼い主が義務として行わなければならないことがあります。

マイクロチップの装着

個体識別番号が組み込まれているマイクロチップの装着が義務付けられています。獣医で装着してもらったマイクロチップには番号が宛がわれております。専用の機械でマイクロチップを読み取るとその番号が検出され、飼い主や犬の詳細情報を把握、確認することができます。

犬の登録

マイクロチップの番号と犬や飼い主の詳細情報を所在地（飼育する場所）の自治体に登録しておかなければなりません。パース市の場合は、オンラインでも登録できますが、規約などに同意して登録を完了すると、登録タグをもらうことができます。

パース市が定めるドッグパーク

犬をリードなしでのびのびと遊ばせることができる、パース市が定める公園です。
しかし、リードは所持していなくてはいけないので注意が必要です (P11 の「責任とは」参照)。



パース市の東側に位置する公園で、パース市街地や住居に隣接する。公園内に City of Perth が提供している排泄物を取り除くための袋が設置されている。



ウェリントンスクエア 【Wellington Square】

住所：Wellington St, East Perth and bounded by Bennett, Wittenoom, and Hill Sts.



公園の周りにはたくさんの木々が取り囲み、市街地に隣接する公園とは思えないほど自然豊か。パースの西側に位置し、犬に目を行き届かせることができる大きさ。



トッターデルパーク 【Totterdell Park】

住所：Arthur St, West Perth and bounded by Thomas and Colin Sts.



※全ての犬の所有者は、犬の排泄物を取り除かなくてはなりません。